

質問コーナー（まとめ）

No.	講師	質問	回答
1	鈴木先生	電子ジャーナル電子書籍について、契約上ILLでの利用が可能であれば、ILLで複写物を提供しても差し支えないでしょうか。契約上可能でも図書館の資料とは考えられないため、ILLは不可でしょうか。	原則として契約の方が著作権より優先されるため、契約上ILLが認められているのであれば可能であると考えます。
2	鈴木先生	【講演資料p.13】 電子ジャーナル等の契約資料は、契約の範囲内でのみ利用可能ということで、もしILLでエンドユーザーまでの電子送信を認める契約であった場合、著作権法ではなく契約条件によるので、ILLでPDFを入手した図書館は、エンドユーザーにPDFを送付してよいということでしょうか？ 最近海外で広まっているRapidILLでは、受付館に契約条件を通知する仕組みになっているようです。	エンドユーザまでPDFを送信して良いという契約であれば問題ありません。  【片岡課長補足】 ライセンス（JUSTICE）で提供される情報の中に、エンドユーザへの電子ファイル送信可否等が含まれます。
3	鈴木先生	アメリカの図書館で契約した電子ジャーナルを日本の図書館が電子ILLで借り受け、日本の利用者に提供する場合、従うべき著作権法はどちらの国のものになりますか。 アメリカでは図書館間送信も利用者への提供も電子で可であるとライセンスで明記されている場合についてです。	このことについては、定説はないと理解しています。 今回の例では、著作物を利用している行為地は、著作物の送信という面では、著作物を送信しているアメリカの法律になると思いますが、日本のエンドユーザに明確に送信するとなると、日本のユーザが利用することになるので、利用行為地が日本となることから、日本の法律が適用されると考えられます。 今回の質問では、アメリカ国内では図書館間送信、利用者への提供ともに可、というライセンスが前提ですので、ライセンスに「アメリカ国内で」と明記されていれば不可、「アメリカ国内で」のように明記されておらず、「要求された利用者に対して」のような利用者の所在地を限定しないライセンス条件になっていれば大丈夫だと思います。ただし、ライセンス自体がアメリカ国内での利用を想定しているようなものである場合は、「アメリカ国内で」などの明記がなくとも、日本の利用者への提供は不可と考えます。
4	鈴木先生	電子ジャーナルでエンドユーザへのメール等での送付が可能な契約が多数ありますが、補償金の支払い対象になるのでしょうか。	これは31条による公衆送信についてのご質問だと思います。 「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」では、契約がある電子ジャーナル等は対象外としています。契約が優先されると考えて良いと思います。  【参考： <a href="https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf">https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf</a> 】
5	鈴木先生	【講演資料p.27】 「図書館間での公衆送信を認めてもよいのではないか」という点について、郵送にかかる日数が年々伸びている中、実現されればILLの速度が非常に向上しますが、そのような議論は国内の検討会等で起こっているのでしょうか。エンドユーザーまで電子送信できれば更に良いのですが、フェアユースは日本国内では受け入れられ難いものなのでしょうか。	国内で図書館間の公衆送信の議論は最近ではあまり聞きませんが、令和3年改正著作権法の際には、図書館に関する権利制限規定は今後も検討が必要である、と報告書には書かれていましたので、ニーズがあればこのような議論は今後もなされると思います。 エンドユーザまでの電子送信は、政府としては個人向けデジタル化資料送信サービスで実現していると考えているのかもしれませんが。 個人的にはフェアユースが日本で受け入れられるにはまだまだ時間がかかると思っています。
6	鈴木先生	編集著作物の図書について、日本では一著作物として収録された個々の論文・章の全体の複写は不可とされていると思いますが、電子ブックの場合はライセンスで許可されていればILL複写可能という理解でよろしいでしょうか。RapidILLの場合、システム上図書の章単位の依頼も可能とされているのですが、著作権上依頼可能かどうか判断するのが難しいです。	論文集等の編集著作物の場合、ライセンスで許可されている電子書籍であれば可能と考えてよいと思います。 論文集等の編集著作物の個々の論文については、国内の検討会・審議会でも雑誌と何が違うのか、という意見が出ることがあります。研究者の批判も大きい部分ですので、今後、図書館に関する権利制限規定が議論されることがあれば、この点もまた議論されるようになると思います。
7	鈴木先生	「CDLでの貸出中は、物理的な書籍は閲覧・貸出できないように措置する」とのことですが、図書を事務室に引き上げる等の措置を取る必要があるということでしょうか。この場合、事務処理にかなりの労力が必要になりますが、そこまでやっても、電子的に提供することに高い意義があるという考え方なのでしょうか。	実務がどのようになされているかまでは承知しておりませんが、CDLの6要件を満たすためには、電子的に貸出している間は開架にある現物の図書を事務室に引き上げる等の措置が必要になると思われます。 アメリカは国土が非常に広いので、ILLで現物を届けるには非常に時間がかかります。この点を考慮するとCDLを利用して電子的に貸出をすることは意義があることと考えます。 また、CDLの議論は新型コロナが拡大したときに盛んになりましたが、図書館に来館せずに資料が利用できることがメリットになると思います。 実施している図書館では、開架図書は対象とせず、閉架図書のみを対象としているところもあると聞いています。

No.	講師	質問	回答
8	鈴木先生	<p>【講演資料p.22】</p> <p>米国の大学ではCDLをシステムのどのよう实施方式に実施しているのでしょうか。返却まで管理する必要があるように思いますが、管理できるようなシステムが米国では商業的に提供されているのでしょうか。</p>	<p>"The Scholarly Kitchen"という学術情報流通に関する情報を発信しているWebサイトに2~3年前、アメリカでもテクノロジーがCDLに追いついていない、という内容の寄稿がありました。現在の状況は分かりませんが、その時点では実務をシステムの管理でできてはなかったと思われる。</p> <p>【参考：The Scholarly Kitchen】  <a href="https://scholarlykitchen.sspnet.org/2021/10/25/guest-post-the-library-technology-markets-failure-to-support-controlled-digital-lending/">https://scholarlykitchen.sspnet.org/2021/10/25/guest-post-the-library-technology-markets-failure-to-support-controlled-digital-lending/</a></p>
9	鈴木先生	<p>Internet Archive事件でフェア・ユースと認められない判決が出たのは「出版社が図書館向けライセンスを提供する書籍も利用しており、出版社の市場と競合している」というのが理由の一つということでした。このことは、ある時点でライセンスのある電子書籍が存在しない図書がありCDLが可能だったとしても、後年ライセンスのある電子書籍が発売された場合はその時点で（フェア・ユースではなくなるので）CDLが不可になる、ということになるのでしょうか。</p>	<p>私もそう考えています。これは日本のNDLによる絶版等資料のインターネット送信も同じです。NDLが送信できるのは、申出後3か月以内に入手困難な状態が解消する蓋然性が高いと思われるものは対象外になります。一度送信対象となったものでも複製版が発売される等した場合には、対象から外れることになります。</p>
10	鈴木先生	<p>【講演資料p.23】</p> <p>「出版社は様々な理由から電子書籍市場を利用しておらず」というのがどのようなことを指すのか補足していただきたいです。</p> <p>日本の出版社は電子資料を拡充する＝紙が売れなくなる＝利益が減る、という考えが一部でまだ根深いように思います。アメリカの出版社と日本の出版社の意識の違いがあるようでしたら教えていただきたいです。</p>	<p>資料で紹介しているのは、CDL白書の中身ですが、この中には詳しい理由は書いてなかったと思います。</p> <p>紙の図書が売れなくなるというのも理由の1つだと思います。電子書籍にする程のインセンティブもない（電子化しても売れない）、古い図書の場合は著者との契約で紙でのみ出版できることになっていて、今から著者に連絡を取り電子化するための契約を結びなおすまでもないと考えている、といった理由が考えられます。</p> <p>【参考：A White Paper On Controlled Digital Lending Of Library Books】  <a href="https://controldigitalending.org/whitepaper/">https://controldigitalending.org/whitepaper/</a></p>
11	鈴木先生	<p>CDLにおいてデジタル化する場合、デジタル化に使用した物理的な資料はその後も保存しておかないといけないのでしょうか。</p>	<p>CDL白書に掲載されているQ&amp;Aによれば、廃棄しても問題ないようです。ただしその場合も、所蔵していた冊数は示す必要があるため、確実に所蔵していたという証明、廃棄をいつしたのかという記録はCDLで提供する限りは保管しておく必要があります。</p> <p>【参考： <a href="https://controldigitalending.org/faq/">https://controldigitalending.org/faq/</a>】</p>
12	片岡課長	<p>例として挙げられている画面で、Ex Libris社のAlma (Primo) のようなディスカバリーサービスとOPACが同居しているシステムのキャプチャが多くあるように感じました。現在のところ、多くの大学図書館では自館のOPAC (蔵書検索)サービスとディスカバリーサービスが別々に提供されていると思うのですが、今後PrimoのようなディスカバリーサービスがOPACとしても機能するようなサービスが主流になることは有り得るのでしょうか？</p>	<p>私見ですが、これまでは所蔵資料を検索する、という決められた範囲の検索環境は精緻に提供することができていました。</p> <p>これまで、ディスカバリーサービスというのは所謂Googleタイプであり、遍く様々な情報を持ってくるので、情報が混ざりこんでしまい、特定の情報を探す (Known-item search) には不向きであると言われていました。</p> <p>しかし、最近では、早稲田大学と慶應義塾大学が共同で運用するAlmaとPrimo VEでは、所蔵資料 (OPAC) も論文単位の情報 (ディスカバリー) もきちんと検索できるようになってきているようです。</p> <p>このことから、今後OPACとディスカバリーサービスが統合されていく可能性は十分にあると思います。</p>
13	片岡課長	<p>KBARTのデータ項目に「アクセスモデル」がありますが、これはどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>英語名称は'Access type'となります。</p> <p>P : Paid お金を払わないと閲覧できないもの</p> <p>F : Free オープンであるもの</p>

No.	講師	質問	回答
14	片岡課長	ナレッジベースは商用の（契約をしないと利用できない）ものしかないのでしょうか。	<p>誰もが利用できるオープンなナレッジベースという意味では、資料中の Knowledge Base+（JISC Collections（英国）、BIBSAM（スウェーデン）他）、GOKb（VZG, hzb, ZDB（ドイツ）他）、ERDB-JP（これから委員会（日本））等が該当します。</p> <p>KBART等のファイルを管理して各機関で図書館システムに取り込み電子リソースの管理ができるもの（無料）という意味では、もともとメロン財団の助成を受けて作られたKualiOLEがあります。オープンソース（無料）としての運用継続が困難となり、EBSCO社等が出資するFOLIOに受け継がれました。単独での導入・運用ができない機関には、EBSCO社が有償でサービスを提供しています。</p> <p>【参考：EBSCO FOLIO】  <a href="https://www.ebsco.com/ja-jp/academic-libraries/products/ebsco-folio">https://www.ebsco.com/ja-jp/academic-libraries/products/ebsco-folio</a></p>
15	片岡課長	電子リソースデータ共有サービスは、国内契約のある電子ジャーナル(どの大学で契約があるのか)を一元的に検索できるようなプラットフォームになるのでしょうか。	<p>そのような機能を目指していた時期もありました。</p> <p>クラウド上でそのようなサービスを提供できれば、日本国内の大学図書館の検索サービスは一本化できます。この実現のためにはナレッジベースの情報を全て揃えてメンテナンスをしていく必要があります。</p> <p>しかし実際にはこれを実現するのは難しく、JUSTICEで契約をとりまとめたもののタイトルリスト、ライセンス情報を提供するので、各機関に必要なサービスを構築してほしい、というのが現在地になります。</p> <p>電子リソースデータ共有サービスを紹介させていただきましたが、今後、各大学の所蔵情報も取り込むことができれば、電子ブック購入時にメタデータや金額等の必要な情報が書店から自動的に送信される、といったことも可能になります。このような機能が実現出来れば実務面での負担も軽減できます。</p> <p>電子リソースデータ共有サービスにはフィードバックフォームが用意されていますので、皆様のリクエストを送信していただくと検討することができます。</p>
16	片岡課長	ライセンス情報として「機関リポジトリでの即時OAの可否」が共有される可能性はあるでしょうか。	<p>はっきりとしたことは言えませんが、そのタイトルがOAをサポートしているかどうか（APCを払うことでOAにできるか、等）という情報は来年（2025年）のライセンス項目に追加する方向で検討中です。</p> <p>ライセンス情報はJUSTICE提案書の項目のうち一部を抽出したデータなので、即時OAなどの新たな項目を持たせる必要がある場合は、JUSTICE提案の項目としての検討が必要になります。既に来年（2025年）の提案項目は確定しているので来年は難しいですが、その次の2026年からであれば項目を増やせる可能性はあると思います。</p> <p>項目については毎年すこしずつ拡充されています。</p>
17	片岡課長	「電子ブックメタデータ（国内）の目指すもの」の中で、ILLでの所蔵確認等に対応するというお話がありましたが、電子ジャーナルはその対象に入らないのでしょうか。電子ジャーナルの複写を依頼する際に契約館をまとめて検索できるようになればいいと常々感じています。	<p>これから委員会下のシステムワークフロー検討作業部会というところでシステムの構築について具体的な検討を行っています。電子ジャーナルについても将来的には対象にしたいと考えていますが、電子ジャーナル全となると膨大な量になります。海外ベンダーでは、ナレッジベースの維持・管理のために50～100名程度を雇用しているといわれています。そのような人員確保も課題ですが、国内機関からの強い要望により予算確保ができるようになれば、実現の可能性はあると思います。</p> <p>今後、システムの共同調達・運用ということが進んでいけばこのような機能の実現に資する可能性もあると思います。</p>
18	片岡課長	電子リソースデータ共有サービスに出版社から提供されるデータは、出版社によってデータの質の差が出たりしないのでしょうか。データの整備に多大な労力がかかったりしないのでしょうか。	<p>出版社等から提供されたデータには、様々なバリエーションがありますので、出版社等と個別に調整した後に、電子リソースデータ共有サービスに登録しています。データ整備には労力がかかっていますが、全国の大学図書館での作業削減につながっていれば幸いです。</p>
19	片岡課長	ライセンス(JUSTICE)と同様に、タイトルリスト(JUSTICE)もAPIで提供される可能性はありますか。	<p>具体的な利用用途等を添えた上でフィードバックフォームから要望をお寄せいただければ、実現の可能性が高くなると思います。</p>